

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおり随意契約を締結したので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 1 日

室戸市長 植田 壯一郎

記

(1) 物品又は役務の名称 及び数量	令和 4 年度 佐喜浜生活改善センター屋内清掃作業委託業務 (別紙 仕様書参照)
(2) 契約締結日	令和 4 年 4 月 1 日
(3) 契約者氏名 (名称) 所在地	公益社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津 26 番地 5
(4) 契約金額	¥322,608
(5) 契約を決定した理由	当該業務は臨時的かつ短期的な就業及び軽易な作業であることから高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条第 1 項に該当するため。
(6) 契約に関する事務を 担当する部署の名称 及び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市役所 産業振興課 Tel0887-22-5119